

内閣参質一〇一第一二号

昭和五十九年五月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦 男 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する
再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運

用に関する再質問に対する答弁書

一について

住宅の防音工事の助成に関し、御指摘のような差異があることは認識している。

二から四までについて

区域指定前に建設された住宅と区域指定後その区域に障害を承知して建設された住宅との間における防音工事の助成に関する差異が必ずしも不合理なものとは解されず、現時点でその差異につき格別の措置を採ることは考えていない。

五について

昭和五十九年三月三十一日現在、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事の助成の実施状況

は、次のとおりである。

区域指定年月日	助成対象世帯数	実施世帯数
昭和五十三年十二月二十八日	六、三三八	六、一〇八
昭和五十六年七月十八日	五、七六一	五、二九一
昭和五十八年三月十日	一七、二〇五	二、四〇七

なお、現時点においては、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事の助成の措置を完了する時期を明らかにすることはできない。

六について

政府としては、限られた財源の下で、嘉手納飛行場等防衛施設の周辺における防音工事の助成の対象となる住宅について助成措置を推進していくことがまず先決であると考えている。